


様式第 1

記号及び受理番号	京 事前第 号	受理年月日	年 月 日	京 事前第 号
災 害 緊急事態応急対策用 地震防災 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 京都府公安委員会 殿 届出者 住所 電話 氏名				災 害 緊急事態応急対策用 地震防災 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 京都府公安委員会 
指定行政機関等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体(執行機関を含む。)4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 関係機関・団体 7 その他			注 1 災害発生時、原子力緊急事態宣言時、警戒宣言発令時又は武力攻撃事態等時には、この届出済証を最寄りの警察本部（交通規制課）、警察署、交通検問所等に提出し、所要の受付を受けてください。 2 この届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき又は記載事項に変更が生じたときは、事前届出を行った警察署に申し出て再交付又は記載事項の変更を受けてください。 3 届出済証に係る車両が次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署にこの届出済証を返納してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 廃車となったとき (3) 緊急通行車両等として必要でなくなったとき。
	名称			
番号票に表示されている番号				
災害・緊急事態・地震防災応急対策又は国民の保護措置の内容	1 警報の発令等 2 消防、水防等応急措置 3 救難・救助・保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設・設備の応急の復旧等 6 清掃、防疫等保健衛生 7 犯罪の予防、交通の規制等社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の発生の防御、拡大の防止10 食糧、医薬品その他の物資の確保 11 放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去 12 輸送及び通信の措置 13 国民生活安定の措置 14 被害の復旧			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)				
使 用 者	住所	電話		
	氏名			
出 発 地				
京都府外での災害応急対策に関する活動計画の有無及びその活動地域	有	滋賀県・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県 その他 ()	無	
注 この届出書は、2通作成し、それぞれに、指定行政機関等が保有する車両に係る事前届出にあっては自動車検査証の写しを、指定行政機関等が保有する車両以外の車両に係る事前届出にあっては自動車検査証の写し及び輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。				